

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 平成二十七年十月二十六日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程(平成十一年岐阜県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「スポーツ振興に関する事項に限る。」及び「子ども・女性局に限る。」を削り、同号ロ中「人事委員会」を「選挙管理委員会、人事委員会」に改め、同条第三号イ中「清流の国推進部(市町村行政に関する事項に限る。)」及び「健康福祉部(子ども・女性局を除く。)」を削り、同号ロ中「選挙管理委員会」を削る。

附則

この訓令は、平成二十七年十月二十六日から施行する。

平成二十七年十月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社